

登録修繕対応指定給水装置工事事業者の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宅地内の水道メーター（以下「メーター」という。）下流側における給水装置の漏水等の修繕工事（以下「修繕工事」という。）について、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が一定の要件を満たした豊中市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）をお客さまに紹介するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録事業等)

第2条 給排水サービス課長は、第6条の審査により登録を決定した指定工事事業者を登録修繕対応指定給水装置工事事業者（以下「修繕対応業者」という。）として登録するものとする。

2 給排水サービス課長は、修繕対応業者を登録修繕対応指定給水装置工事事業者リスト（以下「登録リスト」という。）に記載し、一般の閲覧に供するとともに、豊中市上下水道局（以下「上下水道局」という。）のホームページに掲載し、周知を図るものとする。

3 上下水道局は、お客さまから修繕工事の依頼又は修繕対応業者の問い合わせがあったときは、登録リストに記載された修繕対応業者を紹介するものとする。

(修繕工事の範囲)

第3条 対象とする修繕工事の範囲は、宅地内のメーターから下流側とする。ただし、共同住宅等は、宅地内の道路直近に設置されている第一止水栓から下流側とする。

(修繕工事の費用)

第4条 修繕工事に必要となる費用の額は、お客さまと修繕対応業者との間で誠意をもって決定するものとする。

(登録の申込み)

第5条 修繕対応業者の登録を受けようとする指定工事事業者は、登録修繕対応指定給水装置工事事業者登録申込書（以下「登録申込書」という。）（様式第1号）を上下水道局に提出しなければならない。

2 申込みは、随時受け付けるものとする。

3 給排水サービス課長は、修繕対応業者に対し、登録内容を再確認する必要があると判断した場合は、再度登録申込書の提出を求めることができる。

(審査)

第6条 給排水サービス課長は、指定工事事業者から登録申込書を受理したときは、14日以内に第7条の登録要件の審査を行うものとする。

2 給排水サービス課長は、前項の審査により新たに登録を決定したときは、登録修繕対応指定給水装置工事事業者決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(登録の要件)

第7条 修繕対応業者の登録要件は、次の各号に適合しているものとする。

- (1) お客さまからの修繕工事の依頼に対し、確実かつ誠実に対応できること。
- (2) 修繕対応受付、修繕対応時間、休業日が明確であること。
- (3) 修繕対応業者は、前3年以内に管理者が認める給水装置工事に関する研修会もしくは講習会に参加していること。
- (4) 修繕対応業者は、前3年以内に特定商取引に関する法律及び消費生活条例等において

行政指導又は行政処分を受けていないこと。

- (5) 修繕対応業者は、管理者が豊中市指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第9号）第4条第1項の指定を行ってから3年を経過していること。

（修繕対応業者の責務）

第8条 修繕対応業者の責務については、次のとおりとする。

- (1) 修繕対応業者は、お客さまから修繕依頼等があったときは、標準的な価格例を明示するとともに、修繕工事の着手前にお客さまへ十分な説明を行わなければならない。
- (2) 修繕対応業者は、新規登録から1年間は管理者に登録修繕対応指定給水装置工事事業者修繕工事報告書（様式第3号）を3箇月ごとに提出しなければならない。
- (3) 修繕対応業者は、お客さまから苦情があったときは、適切に対応しなければならない。
- (4) 修繕対応業者は、給排水サービス課長から修繕方法や苦情対応等の内容について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

（登録事項等の変更等）

第9条 修繕対応業者は、登録申込書の記載事項を変更したときは、登録修繕対応指定給水装置工事事業者登録変更届出書（様式第4号）を遅滞なく上下水道局に提出するものとする。

2 修繕対応業者は、登録を辞退するときは、登録修繕対応指定給水装置工事事業者登録辞退届出書（様式第5号）を遅滞なく上下水道局に提出するものとする。

3 給排水サービス課長は、第1項又は第2項の届出書を受理したときは、登録リストの記載事項を変更するとともに、上下水道局のホームページ等の記載内容を更新するものとする。

（登録の抹消）

第10条 給排水サービス課長は、修繕対応業者が第7条又は第8条に反した行為等により、修繕対応業者としてふさわしくない事実が判明したとき、又は豊中市指定給水装置工事事業者規程（平成10年度豊中市上下水道局企業管理規程第9号）第7条の規定に基づき、豊中市指定給水装置工事事業者の指定取消しを受けたときは、修繕対応業者の登録を抹消することができる。

2 給排水サービス課長は、前項の登録を抹消した場合、遅滞なく登録修繕対応指定給水装置工事事業者登録抹消通知書（様式第6号）を交付し、上下水道局のホームページ等の記載内容を更新するものとする。

（登録抹消後の再登録）

第11条 給排水サービス課長は、修繕対応業者が前条による登録の抹消後6か月が経過し、抹消理由に係る事実が解消されたことを確認できた場合は、再登録をすることができる。

2 指定工事事業者は、再登録を希望するときは、登録申込書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

年 () 年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

(届出者)

指定給水装置工事事業者 指定番号 ()

事業所住所

氏名または名称

代表者氏名

印

事務所連絡先 TEL ()

FAX ()

登録修繕対応指定給水装置工事事業者登録申込書

宅地内における水道メーター下流側の修繕に応じられる登録修繕対応指定給水装置工事事業者として、登録を受けたいので、登録修繕対応指定給水装置工事事業者の登録に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申込みします。

記

※ 該当する□にチェックをお付けください。

1. 修繕対応の事業所所在地

- 修繕対応の事業所は、上記の届出者住所と同じ。
- 修繕対応の事業所は、上記の届出者住所と異なる。(修繕対応の事業所は次のとおり)
所在地 () 市 () 町 () 丁目 () 番 () 号)

2. 修繕対応の連絡先

TEL ()

FAX ()

3. 修繕対応(受付)時間

- 9時から17時まで
- 24時間
- その他 () 時から () まで)

年 () 年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

(届出者)

指定給水装置工事業業者・指定排水設備工事業業者

事業所住所

氏名または名称

代表者氏名

印

登録修繕対応指定 給水装置工事業業者 修繕工事報告書
排水設備工事業業者

登録修繕対応指定 給水装置工事業業者 排水設備工事業業者 の登録に関する要綱第8条第1項第2号の規定に

より、修繕工事を行いましたので報告します。

記

[1] 給水装置工事

年月	受付件数			対応件数			備考
	局からの紹介	直接依頼	計	局からの紹介	直接依頼	計	
平成 年 月							
月							
月							

[2] 排水設備工事

年月	受付件数			対応件数			備考
	局からの紹介	直接依頼	計	局からの紹介	直接依頼	計	
平成 年 月							
月							
月							

年 (年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

(届出者)

指定給水装置工事事業者 指定番号 ()

事業所住所

氏名または名称

代表者氏名

印

事務所連絡先 TEL ()

FAX ()

登録修繕対応指定給水装置工事事業者登録変更届出書

登録修繕対応指定給水装置工事事業者の登録に関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、登録内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容

2. 変更日

年 (年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

(届出者)

指定給水装置工事事業者 指定番号 ()

事業所住所

氏名または名称

代表者氏名

印

事務所連絡先 TEL ()

FAX ()

登録修繕対応指定給水装置工事事業者登録辞退届出書

登録修繕対応指定給水装置工事事業者の登録に関する要綱第9条第2項の規定により、登録を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

記

1. 辞退理由

2. 辞退日